

●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年9月8日

香川県監査委員 宮本欣貞  
同 都村尚志  
同 鍋嶋明人  
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 健康福祉部  
2 監査対象年度 平成20年度  
3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指摘事項	物品の納入について、不適正な会計処理があった。（中讃保健福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年12月17日、業者より過払金74,025円と利息15,543円を返納させた。</li> <li>備品に該当する5品を備品台帳に登録した。</li> <li>所属の全職員に職場研修を実施した。</li> <li>所属長による自主検査において、物品納入確認方法の検査を実施した。</li> <li>物品納入時の検収を徹底している。</li> </ul>
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 児童保護措置費等の徴収金の一部について、滞納者からの口頭による申出により分割納入を認めているが、分割納入については誓約書の書面を徴する必要がある。（子ども女性相談センター（西部子ども相談センター））</p> <p>イ 証紙収納について (ア) 証紙の消印について、日付を訂正しているにもかかわらず、訂正印が押印されていないものがあった。（薬務感染症対策課） (イ) 許可申請等に係る手数料の証紙収入について、証紙の消印が漏れているものがあった。（長寿社会対策課）</p> <p>ウ 超過勤務手当等の支給について (ア) 超過勤務手当について、勤務時間が確認されているにもかかわらず</p>	<p>ア 収入事務について 未徴取の誓約書（分納計画書）5件のうち4件は徴取済であり、1件は徴収金が完納済となっている。今後、誓約書を徴することとする。</p> <p>イ 証紙収納について (ア) 直ちに訂正印を押印した。 (イ) 指摘後直ちに消印した。また消印漏れがないかどうかを複数名で確認することを職員に改めて周知徹底した。</p> <p>ウ 超過勤務手当等の支給について (ア) 21年3月分の給与で追給済である。</p>

	<p>らず、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。</p> <p>(子ども女性相談センター(西部子ども相談センター))</p> <p>(イ) 休日給について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(川部みどり園)</p> <p>エ 旅費の支給について</p> <p>(ア) 旅費の支給について、旅行雑費の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(障害福祉課)</p> <p>(イ) 旅費の支給について、自家用車を利用した場合の車賃の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(医務国保課)</p> <p>オ 契約について</p> <p>(ア) 庁舎清掃業務の入札に係る最低制限価格について、公告の事務手続きに不備があった。(東讃保健福祉事務所)</p> <p>(イ) 福祉施設に係る指定管理について、年度終了後に事業報告が提出されていたが、包括協定に基づく承認を行っていないものがあった。(障害福祉課)</p> <p>(ウ) 震災時用医薬品に係る業務委託について、要綱に基づく報告書を提出させていないので、履行確認をする必要がある。(薬務感染症対策課)</p> <p>カ 郵便切手類受払簿等について</p> <p>米ギフト券について、受払簿を作成するとともに、現物確認を実施する必要がある。(斯道学園)</p>	<p>(イ) 監査翌月の給与支給時に返納処理をした。</p> <p>エ 旅費の支給について</p> <p>(ア) 正当額との差額分を平成21年3月中に返納させた。</p> <p>(イ) 正当額との差額を平成21年3月25日に返納させた。</p> <p>オ 契約について</p> <p>(ア) 指名通知書に最低制限価格を設ける旨の記載をしていなかったため、最低価格で入札した者を落札者と決定した。今後、事務手続きに不備のないよう十分にチェックを行う。</p> <p>(イ) 19年度分について直ちに承認を行った。また、今後、事業報告直後に承認を行うようにする。</p> <p>(ウ) 平成20年度より委託先から報告書を提出させ、それに基づき履行確認を行った。</p> <p>カ 郵便切手類受払簿等について</p> <p>受払簿を作成し、平成21年3月分から在庫管理を行っている。</p>
--	---	--